

令和3年度栄村商工観光事業者感染症予防対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りながら社会経済活動を両立させるための「新しい生活様式」を実践するため、事業所などで使用する感染防止対策用の消耗品購入経費の一部を村が予算の範囲内において補助金を交付することについて栄村補助金等交付規則（昭和48年栄村規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 店舗、事務所、工場等で従業員や顧客が利用する施設をいう。
- (2) 村税等 村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、各種使用料及び村からの借入金をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は村内に事業所がある商工観光事業者で、営業実態があり今後も事業継続の意思を有しており、村税等の滞納がなく長野県が実施する新型コロナ対策推進宣言の事業所に登録し、必要な感染防止対策を行なっている事業者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は村内の事業所等において、新型コロナウイルス感染症予防対策に用いるための消耗品購入に係る経費とする。ただし、物品にあつては1個の単価が3万円未満の物とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じた時はこれを切り捨てた額）とし、1事業者当たり100,000円を上限とする。

(補助対象期間)

第6条 第4条に規定する補助対象経費は、令和3年4月1日以降に購入し、令和4年1月31日までに支払ったものを対象とする。

(補助金の申請書類)

第7条 補助金を申請する事業者は、栄村商工観光事業者感染症予防対策補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に下記の書類を添付して提出するものとする。

- (1) 領収書等の対象経費を明らかにする書類
- (2) 補助対象経費の内訳書
- (3) 村税等の納税状況の調査を認める同意書
- (4) その他村長が必要と認める書類

(補助金の申請期限等)

第8条 補助金の申請期限は令和4年2月5日とし、申請回数は1事業者につき2回を限度とする。

(補助金の交付)

第9条 村長は、第7条による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は補助金の交付を決定し、及び確定し書面により通知を行うものとする。

2 前項による通知を受けた事業者は、速やかに栄村商工観光事業者感染症予防対策補助金請求書（様式第2号）を村長に提出するものとする。

(補助金の返還等)

第10条 村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助事業者に対し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 規則第15条第1項各号の規定のいずれかに該当したとき。
- (2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他村長が返還相当と認める事由があったとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、効力を失う。

栄村商工観光事業者感染症予防対策補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

栄村長 様

申請者 住 所

事業者名（店舗名）

代表者名

印

栄村商工観光事業者感染症予防対策補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 補助金申請額 _____ 円

（今回申請額： _____ 円）

（既申請額： _____ 円）

（合計申請額： _____ 円）

※申請額は対象経費に2/3を乗じて得た額（100円未満の端数は切り捨て）とする。
申請回数は2回までとするが、1事業者当たりの交付額上限は100,000円とする。

2 補助対象経費の例

- ・アルコール消毒液・手洗い石鹸・マスク・フェイスガード・使い捨て手袋
- ・アクリルパーテーション・非接触体温計 など

※1個の単価が3万円未満の物とする。

- 3 添付書類
- （1）購入した領収書等の対象経費を明らかにする書類
 - （2）補助対象経費内訳書（様式第1号別紙（1））
 - （3）村税等の納税状況の調査を認める同意書（様式第1号別紙（2））
 - （4）「新型コロナ対策宣言推進の店」登録リストの写し
 - （5）その他村長が必要と認める書類

様式第1号別紙(2)

栄村商工観光事業者感染症予防対策補助金の申請に関する誓約書兼
村税等の納付状況確認に関する同意書

1 私は、栄村商工観光事業者感染症予防対策補助金(以下「補助金」という。)の申請にあたり、補助金交付要綱の規定に従い、以下のことを誓約します。

- ・ 申請書の内容に虚偽や不正があった場合、または交付要件を満たしていないことが判明した場合は、補助金の申請を取り下げます。また、補助金交付後に不正が発覚した場合は補助金を返還します。
- ・ 補助金の申請に当たって提出する書類の写しは原本と相違ありません。
- ・ 栄村長が必要と認めた場合は、事情聴取、立ち入り検査等の調査に協力します。

2 私は、村税及び各種使用料等の納付状況を確認することに同意します。

年 月 日

住 所

事業者名(店舗名)

代表者名

印

村確認欄 (申請者は記入しないでください。)

申請者の村税、その他使用料等滞納状況	有 ・ 無
年 月 日	税務係 担当者 印

栄村商工観光事業者感染症予防対策補助金請求書

年 月 日付け下水内郡栄村達 栄商第 号で交付決定兼確定通知のあった
栄村商工観光事業者感染症予防対策補助金について、下記のとおり請求します。

年 月 日

栄村長 様

請求者 住 所
事業者名 (店舗名)
代表者名

㊞

請求額 _____ 円

(内訳)

第1回目請求額	円
第2回目請求額	円
合計請求額	円

[振込先]

金融機関名	
支店(所)名	
預金種別	1 普通 2 当座
口座番号	
フリガナ 口座名義人	